

世田谷区政策方針について

1. 主旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、これからの区政運営は、区民生活の安全及び区民の健康と生命を守り抜くことを基本に、感染症防止対策と、区民や事業者の社会・経済活動の維持・活性化とのバランスを保ち、感染症を抑えながら活動する地域社会を構築することが求められる。

一方、今後の区財政を見通すためのひとつの指標となる国内総生産の実質成長率は、昨年 10 月の消費税増税以降連続のマイナス成長となり、本年 4 月～6 月期はリーマンショックを上回る戦後最悪のマイナス成長となった。こうした状況から、区財政は大幅な減収は必至の状況であり、これまで経験したことのない財源不足と、複数年にわたりコロナ以前の水準への回復を見込めないことも覚悟の上で、厳しい財政運営の中、区民生活を支えていく必要がある。

こうした認識のもと、切迫する区民の行政ニーズに応え、持続可能な行財政運営を確保するとともに、政策課題の優先順位を全庁横断的に整理し、あらゆる施策について本質的に見直しを進めるための区政運営の指針として、「世田谷区政策方針」を定めた。

2. 政策方針の位置づけ

令和 2 年度後半から令和 3 年度における区政運営の方針とし、以下の 4 つの柱に基づき、政策課題の優先順位を横断的に整理し、令和 2 年度の事務事業の緊急見直し、令和 3 年度当初予算の編成、新実施計画（後期）の進捗管理（令和 3 年度の取組み内容や事業費の変更を含む）に反映させる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策
- (2) 区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み
- (3) 子どもの学びと育ちの支援
- (4) 施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換

なお、今後、政策方針に基づく施策の実施状況を踏まえ、令和 4 年度からの（仮称）調整計画や（仮称）地域行政推進計画、令和 6 年度からの次期基本計画の策定に着手する。

世田谷区政策方針

(令和2年9月～令和3年度)

1 主旨

新型コロナウイルス感染症が世界中を席卷している。本年3月には、世界の主要都市で相次いで都市封鎖が実施され、我が国においても、4月7日に緊急事態宣言が発出された。

4月10日には東京都の緊急事態措置により、外出自粛や各施設の休業要請など、これまで経験したことのない事態に直面し、家計収入の減少や健康不安の高まり、経済活動の縮小や地域での交流の減少など、多くの人々へ影響を及ぼした。

その後、国の緊急事態宣言や都の緊急事態措置は解除されたものの、7月上旬以降、都内の感染者数は再び増加に転じ、4月のピーク時をさらに大きく上回る水準になっている。

新型コロナウイルスをはじめとした感染症は、グローバル化の進行とともに、早い速度で、かつ世界の広範囲にわたって拡大するようになり、近年の熱帯雨林の開発による生態系破壊の深刻さなどを考慮すると、気象異変の影響もあって、感染症との長期的な戦いを想定せざるを得ない。

これからの区政運営は、区民生活の安全及び区民の健康と生命を守り抜くことを基本に、感染症防止対策と、区民や事業者の社会・経済活動の維持・活性化とのバランスを保ち、感染症を抑えながら活動する地域社会を構築していくことが求められる。

一方、今後の区財政を見通すためのひとつの指標となる国内総生産の実質成長率は、消費税増税があった昨年10月～12月期から3四半期連続のマイナス成長となり、本年4月～6月期は年率換算で27.8%の減と、リーマンショックを上回る戦後最悪のマイナス成長となった(8月17日公表内閣府速報値)。新型コロナウイルス感染症拡大は、広範囲の業種で深刻な影響をもたらし、かつてない区民の生活危機を進行させている。こうした状況から、区財政は大幅な減収は必至の状況であり、これまで経験したことのない財源不足と、複数年にわたりコロナ以前の水準への回復を見込めないことも覚悟の上で、厳しい財政運営の中、区民生活を支えていく必要がある。

こうした認識のもと、切迫する区民の行政ニーズに応え、持続可能な行財政運営を確保するとともに、政策課題の優先順位を全庁横断的に整理し、あらゆる施策について本質的な見直しを進めるための区政運営の指針として、「政策方針」を定める。

2 政策方針の位置づけ

政策方針は、令和2年度後半から令和3年度における区政運営の方針とする。

具体的には、以下の4つの柱に基づき、政策課題の優先順位を横断的に整理し、令和2年度の事務事業の緊急見直し、令和3年度当初予算の編成、及び新実施計画（後期）の進捗管理（令和3年度 of 取組み内容や事業費の変更を含む）に反映させる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策
- (2) 区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み
- (3) 子どもの学びと育ちの支援
- (4) 施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換

なお、今後、政策方針に基づく施策の実施状況を踏まえ、令和4年度からの（仮称）調整計画や（仮称）地域行政推進計画、令和6年度からの次期基本計画の策定に着手する。

3 4つの柱と取組みの方向性

(1) 新型コロナウイルス感染症防止対策

これまでの区 of 取組みは、感染症拡大を受けての緊急対応であり、今般のように感染症による健康危機が区民の生活や事業活動の様々な領域に甚大な影響を及ぼすことを十分に想定できないまま始まった。

都内最大の人口を有する区として、区民の健康と生命を守るために、区 of 現状把握及び分析を進めるとともに、専門家による最新の知見と助言も得て、必要で戦略的な感染症防止対策を講じていく。

世田谷保健所と保健福祉センター健康づくり課の組織を見直し、保健所 of 感染症対策の体制強化とフレキシブルに庁内 of 応援体制を構築できる仕組みを整える。

感染症拡大 of 現状把握と分析を進め、専門家による最新の知見と助言を得て、PCR 検査体制 of のさらなる強化と充実をはじめ、従来にない新型コロナウイルス感染症 of 特徴をとらえて、効果的かつ合理的な区としての戦略と対策を構築する。

感染症に関する情報について、個人情報 of 保護と人権、事業者 of 活動への配慮をしながら、引き続き区民・事業者への注意喚起や感染予防 of 取組みに協力いただくため、区民への情報提供を適切に行っていく。

(2) 区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み

感染症防止対策と、区民や事業者 of 社会・経済活動 of 維持・活性化とのバランスを保つため、区民生活や地域経済 of 実態を見守り、国や東京都 of 補正予算を最大限活用しながら、必要な支援策について時期を逸することなく講じる。

外出自粛、施設やイベントの休止による、健康不安の高まり、地域での孤立や生きがいの喪失など、区民生活や地域社会の実態を十分に把握し、「三密を避ける」とともに、交流とコミュニケーションを重視した、地域活動を活性化させるための取組みを工夫をこらしながら推進する。

感染症の影響による家計収入の減少などの経済的困窮や、精神的な不安やストレスによる不調、また、虐待やDVに対する支援や相談体制を強化する。

区内事業者の事業継続や感染症防止対策と両立するための事業転換の支援、雇用の維持・創出に向けた対策など、区内経済の循環と地域産業活性化を推進する。

(3) 子どもの学びと育ちの支援

大人も先が見通せず、不安も多い状況が続く中、心身ともに成長期にある子どもたちが、困難な環境下でもあたたかく、一人ひとりの可能性を十分に伸ばすことのできるよう支援する。

日常生活の中で、感染症防止対策を講じながら、最大限子どもたちの学びと育ちを保障するとともに、ICTを活用し、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの基盤を構築する。

児童・生徒への1人1台のタブレット型端末の配備を早期に進めるとともに、端末を活用した学習環境の充実や一人ひとりの理解や個性に応じた学びを体得できるよう指導・支援を充実する。

学校等における感染症防止対策の効果的な実施を基盤とするとともに、ICTを活用した教育を実施し、子どもの学びと安全を確保するため、学校や教職員等への支援体制を強化する。感染症防止に配慮した様々な環境の変化が、子どもたちや保護者の精神的なストレスを増加させていることを踏まえ、相談体制や精神的ケアの体制などを強化する。

(4) 施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換

コロナ禍の影響により地域における区民生活や事業活動の根本が揺らいでいる。それに伴い、改めて行政ニーズの重心を見定め、区が取り組む施策の優先順位を見直すことが必要となっている。同時に、特別区税を中心に税収が減少し、財源が数年間に亘り大きく損なわれるため、予算規模を思い切って縮小し、持続可能なものにしなければならない。こうした前提のもと、施策事業のあり方を一つひとつ見直す。

中期的な施策推進の取組みを示す現行の新実施計画(後期)(~令和3年度)については、区民生活への影響等を検証したうえで、発展充実の先送りなどを含め、取組み内容を見直して進捗管理に反映させる。また、計画に掲げる行政経営改革の取組みを一層加速させる。

その他すべての事務事業について、区民や事業者の社会・経済活動の維持・活性化を念頭に、必要性・有効性・公益性等を精査し、内容や手法の転換、実施の是非の検討を行う。

ICT等を活用した区民サービス向上（オンライン相談、電子申請の拡充、会議やイベントのオンライン化）に取り組むとともに、時代の変化に敏感な若い世代の提案を受け入れ、新しいスタイルでの働き方で区業務の効率化を一層進める。

公共施設や道路、公園など都市基盤の整備にあたっては特に中長期的な展望を持ち、安全性・緊急性の観点を基本に内容や時期を再検討する。また、既存の施設を含め、施設機能の見直しについて検討し、生み出した余剰床を有効活用し、賃借物件の返還や跡地売却含めて効果的な公共施設の再配置や機能移転を図る。

4 災害対策について

避難所の運営はじめ、感染症防止の観点から、災害対策のあり方を見直す。

また、激甚化・頻発化する風水害や震災から区民を守るため、令和元年台風第19号の被害を教訓に、更なる防災・減災の取組みを強化するとともに、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興するため、国土強靱化の取組みも進め、基本計画で掲げる安全で災害に強いまちづくりを実現する。

5 本庁舎等整備について

本庁舎等整備のために費やした時間と労力、そして予算を活かし、公告を見送って以来も、さらに必要な検討を重ねてきた。持続可能な財政運営を図り、区民の生命と財産を守るとともに、地域経済への波及効果の観点からも、区が取り組むべき最優先課題として、本庁舎等整備を着実に進める。

感染症防止対策を含め、災害対策機能の強化は喫緊の課題であり、その中枢管理機能を果たす本庁舎等の果たす役割は大きい。また、事業規模が大きいことから、工事の下請だけでなく、資機材の購入・リース、日用品の購入まで、幅広く区内事業者の受注機会の確保につながり、区内経済への波及効果も期待できる。

次世代に残す区民生活の基盤を支える拠点としてしっかり取り組んでいく。

6 地域行政の推進について

地域行政制度は区政運営の骨格であり、この改革は92万都市の将来を決める重要な課題である。住民自治の拡充と「参加と協働」の推進をかけて見直しの作業を続けてきた。

今般の感染症拡大に伴う、外出自粛、施設やイベントの休止等、これまでに経験のなかった事態が、区民生活や地域社会に与えた影響を把握するとともに、地域行政制度のあり方について区民の理解を深め、参加の機会を十分に確保し、議論を重ねるため、地域行政にかかる条例の提案や推進計画の策定のスケジュールを見直す。

令和3年第3回区議会定例会へ条例案を提案し、令和4年4月に推進計画を施行し、業務や執行体制の見直しを計画的に進める。

【当面（令和2年度）取り組むべき重点課題】

企画総務領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT化の推進 ・災害対策機能の強化 ・公共工事の効果的な実施(本庁舎等整備含む) ・すべての事務事業の本質的な見直し
区民生活領域	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の活動活性化のための取組み ・区内経済の循環と地域経済の活性化 ・地域行政の推進 ・すべての事務事業の本質的な見直し
保健福祉領域	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所体制強化をはじめとする感染症防止対策 ・区民への支援や相談体制強化 ・すべての事務事業の本質的な見直し
都市整備領域	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨対策、水防対策 ・公共工事の効果的な実施 ・すべての事務事業の本質的な見直し
教育領域	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクールネットワーク構想に基づく区立小中学校タブレット端末増設及び校内通信ネットワーク整備 ・教職員等への支援体制の強化 ・すべての事務事業の本質的な見直し